

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、令和元年十月二十七日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長

芝山日出高

12 cm

令和元年十月二十七日執行

徳島県議会議員補欠選挙投票

印

- 注意
- 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 - 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしやしめい
候補者氏名

備考

- 片面印刷とすること。
- 用紙は白色地とし、赤色のインクで印刷すること。
- 紙質は、合成紙とすること。
- 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷り込みとすること。

9cm